

## 国立大学法人宇都宮大学中期計画

平成28年3月31日認可

平成29年3月29日認可

平成31年3月29日認可

令和2年3月25日認可

令和3年3月18日認可

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 基盤教育で進めてきた「知」と「行動力」を統合した行動的知性の養成をさらに推進するために、大学教育再生加速プログラム事業（「新たな地域社会を創造する3C人材の育成」H26～30）を活用して教養科目における課題解決型アクティブ・ラーニング授業の充実強化を図り、全学生に行動的知性を養成する教育を実施するとともに、専門科目においてもアクティブ・ラーニングを積極的に導入して学びを定着させ実践力を向上させる。【指標：基盤教育（教養科目）におけるアクティブ・ラーニング授業受講者を100%】【指標：アクティブ・ラーニング指導法の研修を受講した教員数100%】 〈1〉
- ①-2 まちづくりを支える専門職業人を育成するため、「地域デザイン科学部」（平成28年度設置）を核として、地域フィールドの課題解決型演習（地域デザイン科学部では全員必修）などの実践的な科目の充実により、地域で実践できる専門力と技術力を養成する。 〈2〉
- ①-3 地域イノベーションを支える専門職業人（理系）を育成するために、フィールド実学教育・実践的ものづくり教育の実績を生かして教育プログラムの充実を図り、地元でのインターンシップを積極的に推進して高度な実践的専門性を養う。【指標：地元インターンシップ実施者 約230名】 〈3〉
- ①-4 国内外の様々な地域のグローバル化に関する課題解決に貢献するために、多様性の理解力、グローバルな視点からの分析力、多文化共生のためのコミュニケーション能力、外国語スキルを強化する。【指標：副専攻のグローバル人材育成プログラムとグローバルリーダー育成プログラムの受講生を200名に増大させる。】 〈4〉
- ①-5 高い教員就職率の実績を生かし、地域のニーズを踏まえた実践力のある質の高い教員養成を行う。そのために教育学部において学校現場で指導経験のある教員の活用、学校ボランティアの拡充、教育実習の質的充実によって実践的カリキュラムへの移行を図るとともに、ミッション再定義以降取り組んでいる現代的課題への対応プログラム（アドバンストカリキュラム：理系、小学校英語、特別支援教育）とアクティブ・ラーニング指導法を組み入れた、授業力強化を柱とする新たな教員養成カリキュラムを整備する。【指標：学校現場で指導経験のある者25%】【指標：栃木県小学校教員占有率35%】【指標：学校教育教員養成課程における教員就職率75%】 〈5〉
- ①-6 基盤教育での英語教育改革の実績を踏まえ、実践的英語教育をさらに発展させ、特にトップ層の英語力向上のための個別指導体制を強化する。【指標：全学生の10%がTOEIC650点以上、

25%が550点以上を取得】〈6〉

- ②-1 専攻分野や関連分野の専門的知識の基礎を確実に修得できる広範なコースワーク（科目履修）に地域を視点とした科目を整備し、主体的に高度な専門的知識を活用する能力を培うリサーチワーク（研究論文等作成）を経て、地域に資する研究者を養成する。〈7〉
- ②-2 教職大学院（教育実践高度化専攻）において、地域の学校を拠点とする課題解決型実践研究を中心に理論と実践の往還を重点的に行って、より高度な実践力を備えたミドルリーダーを育成する。また、修士課程において、新設した実践科目を着実に実施するとともに、教職大学院で行っている理論と実践の往還の取組を生かして地域が求める高度な実践的指導力を有する教員を輩出する。【指標：教育学研究科における教員就職率（現職教員を除く）85%】〈8〉
- ②-3 地域イノベーションの創出とそれを支える高度専門職業人の育成機能を強化するために、農学研究科にミッションの再定義を踏まえた新たな教育組織を設置する。〈9〉
- ②-4 高度な専門性に裏付けられた実践力を養うため、学位論文研究等オリジナルな発想に基づく研究に加え、外部機関等と連携した研究プロジェクトへの参加などPBL教育（Project/Problem Based Learning）を推進する。〈10〉
- ③-1 授業科目ごとに到達目標と成績評価の基準を継続的に見直し、判断基準に則した厳格で適切な評価を行う。〈11〉
- ③-2 各学部における学修ポートフォリオ管理の実績を生かし「到達目標明示・自己実現型学修システム」（レーダーチャート）と結合させて学生の学修成果の可視化を進め、自己評価や個別指導をさらに充実させる。〈12〉
- ③-3 大学教育再生加速プログラム事業（「新たな地域社会を創造する3C人材の育成」H26～30）で開発するICT活用型「行動的知性学修評価システム」を活用して、学生の学修成果の把握・評価を進めつつ、これを専門教育科目にも援用して、行動的知性と知識技能を多面的に評価するシステムを新たに構築する。これにより学生のすべての学修成果を可視化し、質を伴った学修時間の確保・増加を図る。〈13〉
- ③-4 GPA (Grade Point Average)、GPT (Grade Point Total)、外部試験等を進級・卒業・修了要件として加え、到達目標の達成を定量化して教育の質を確保する。〈14〉

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 多様で優れた教員を確保する。特に若手教員や女性教員を積極的に採用する。【指標：女性教員の比率20%】【指標：40歳未満の若手教員比率20%】〈15〉
- ②-1 全学的な教学マネジメントを確立するために新たに「大学教育推進機構」を設置し、教育プログラムの検証並びに学生の学修成果や教育活動の点検・評価、ニーズ調査等に基づいて恒常的に教育の質改善を図る仕組みを構築する。〈16〉
- ②-2 教員の教育力向上を図るために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）をより実践的な内容に組み替え、現在実施している教員相互による授業評価、学生の授業評価の効果的活用やアクティブ・ラーニング指導法の実践等を推進して適切な取組を普及していく。再掲【指標：アクティブ・ラーニング指導法の研修を受講した教員数100%】〈17〉
- ③ キャンパスマスタープラン、設備マスタープランを戦略的に立案し、アクティブ・ラーニングや学生のコミュニケーション力を促進する学びの空間などの教育に関する施設設備を充実するための経費を確保・配分する。〈18〉

### **(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

- ①-1 学生の学修意欲の向上を図るため、学修支援やメンタルケアなどの相談体制を強化するとともに、経済的支援と学生表彰制度を拡充する。〈19〉
- ①-2 指導教員と実務担当者との連携の下、キャリア教育とインターンシップ、就職のための支援活動によって、高い就職率を維持する。〈20〉
- ①-3 ボランティア活動をはじめとした学生の社会参画促進のための仕組みを構築する。〈21〉

### **(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置**

- ①-1 高等教育の質的転換を踏まえ、学生に身に付けさせるべき資質・能力をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと関連付けて明確化し、求める入学者像とともにより具体的なアドミッション・ポリシーとして確立する。〈22〉
- ①-2 新しい学力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）や意欲・適性を多面的・総合的に評価し判定する入学者選抜の方法を検討し、実施する。〈23〉
- ①-3 グローバルサイエンスキャンパス事業を中心とした高大連携をさらに強化し、優秀な高校生を確保するために新たに特別選抜制度を導入する。また、新しく導入するAO入試（地域デザイン科学部）、外国人生徒対象の入試（国際学部）、栃木県小学校教員を志す者を対象とする推薦入試IB（教育学部）の成果を検証し、適切な募集人員と入試方法を継続的に見直すとともに、アドミッション・ポリシーに適合する質の高い入学者確保の方策について検討を進める。〈24〉

## **2 研究に関する目標を達成するための措置**

### **(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

- ①-1 農学及び工学、そして融合分野における特色ある研究を推進することにより、地域ニーズにマッチしたトップレベルの研究を発展、推進する。【指標：国際的に著名な学術誌への1人当たりの掲載件数を第2期中期計画期間中の年平均と比較して10%UP】〈25〉
- ①-2 光工学分野における国際的ネットワークの形成による世界的研究拠点形成や企業との共同研究プロジェクトを拡大するとともに、オプトバイオ連携による融合的研究を推進する。再掲【指標：国際的に著名な学術誌への1人当たりの掲載件数を第2期中期計画期間中の年平均と比較して10%UP】〈26〉
- ②-1 栃木県の“明日を拓く成長戦略”に並行してフードバレーやものづくりの分野における産官学金の連携を強化し、地域にイノベーションを創出する共同研究を推進する。【指標：産官学金を含めた地域との連携プロジェクト数を第2期中期計画期間中の年平均と比較して10%UP】〈27〉
- ②-2 暮らしを支える安心な生活環境、町おこし、災害対策、観光資源開発などの地域や社会のニーズと大学の研究成果を的確にマッチングさせ、地域の活性化に貢献する。再掲【指標：産官学金を含めた地域との連携プロジェクト数を第2期中期計画期間中の年平均と比較して10%UP】〈28〉

### **(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- ①-1 光工学や地域デザイン科学をはじめとする融合分野、特色分野の研究推進のために、学内資源の戦略的配分を行う。〈29〉

- ①-2 独創的で学際的、融合的な特徴ある研究プロジェクト、若手の萌芽的研究プロジェクトを厳選し、全学的に支援する。〈30〉
- ①-3 研究企画会議や教育企画会議での審議により進めてきた学内研究機器の整備について、本学の強みや地域イノベーション創出といった研究開発戦略、教職員学生のニーズ、人材育成の視点、などを指標化して購入の順位付けを透明化するとともに、クラウド管理による機器の共有化を進める。〈31〉
- ①-4 研究成果の社会的に評価の高い学術雑誌への投稿や、社会との連携実績等を定期的に検証し、積極的に高い研究成果をあげている教員、研究を評価し、支援する。〈32〉
- ② 地域共生研究開発センターやURA室コーディネーターなどによるマッチング支援体制の一層の強化や、研究成果の社会への公開などにより、産官学金連携体制の整備や共同研究開発、知的財産の活用等を促進し、研究成果の社会還元を積極的に展開する。再掲【指標：産官学金を含めた地域との連携プロジェクト数を第2期中期計画期間中の年平均と比較して10%UP】〈33〉

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ①-1 地域の諸課題を理解し、その解決のために科学的分析力を具えて、実践的な行動力を有する人材育成のために、地域に関連する実践的科目を拡充する。また、地域をフィールドとした実践的な教育を推進するために、産業界、経済界、行政と連携し、実務家による講義を拡大する。〈34〉
- ①-2 地域課題解決のためのPBL授業やプロジェクトを拡充し、学生が実践的に課題解決のために主体的に行動や提言ができる機会を拡充する。【指標：課題解決型学生プロジェクト 年40件】〈35〉
- ①-3 地（知）の拠点整備事業（「とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成」H25～29）における地域に根ざした全学教養教育を着実に実施し、学生の栃木県への関心と理解を深める。また、その基盤として地域志向教育研究支援事業や表彰制度等の奨励策を活用して、地域に関する研究を行う教員を増やす。【指標：地域に関する研究を行う教員数を平成29年度までに全教員の50%】【指標：「とちぎ終章学総論」を平成30年度までに全学生が履修する。】〈36〉

#### (2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ①-1 企業や自治体等との交流を通じて地域のニーズを把握し、本学のシーズ（人的・知的資産）を活用した地域連携事業を栃木県内全市町と連携して推進する。そのために、現在ある複数の地域関連センターを統合して「地域連携センター」（仮称）を設置する。これを平成32年度には、研究面でのシンクタンク機能を併せ持つ「新・地域連携戦略機構」（仮称）に発展させる。〈37〉
- ①-2 「大学コンソーシアムとちぎ」の代表機関として、栃木県との強い連携の下、地域を支えるグローバル人材育成を推進する。そのために、栃木県や地域産業界からの経済的支援により留学や海外インターンシップの機会を拡充する。【指標：とちぎグローバル人材育成事業による留学 年間35人】〈38〉
- ①-3 地域デザイン科学部と地域デザインセンターが中心となって、行政と協働してまちづくり人材養成プログラムを開発・実施し、地域社会を担う人材育成を行う。また、まちづくり人材

養成のためのケース教材を行政等と協働で作成、発行し、学部共通専門科目で活用する。

〈39〉

- ①-4 地域のシンクタンク機能を強めるために、地域デザインプロセスを実践する地域の伴走支援を年3カ所程度で実施し、蓄積された意見をアーカイブ化し、市町村との研究会、ブックレット、まちづくり人材養成プログラムなどを通じて、地域に普及・還元する。〈40〉
- ①-5 全国の教育関係共同利用拠点として認定されている附属農場の「食と生命と環境が有機的に融合した実践科学を学ぶ農学フィールド教育拠点」形成事業について、参加大学との積極的な連携により、食、生命、環境に関する実践的な教育を目指して、相互補完型の異分野融合カリキュラムを構築する。〈41〉
- ①-6 社会人の多様な学習ニーズに対応するために、公開講座やセミナー、MOT(経営工学)講座の充実に加え、幅広い社会人向けの体系的教育プログラムを開設し、地域における生涯学習拠点としての機能を強化する。〈42〉
- ①-7 教育学部・教育学研究科と教職センターが中心となって、本学の教員、学生の学校支援活動を積極的に推進し、地域の学校教育の質向上に貢献するとともに、栃木県全体の教育の質向上を地域と一体となって実現するために、県・市教育委員会との連携をさらに強めていく。【指標：学校等への毎年の派遣人数700名を堅持】〈43〉
- ①-8 教職大学院が行う理論と実践の往還を核とする現職教育の実績を地元教員の資質向上に生かすために、平成27年度特別経費プロジェクト分による共同研究（「大学と県教育委員会との協働による教員の先進的職能成長プログラムの構築」）を継続実施して、県の研修へのプログラムに一部導入する。〈44〉
- ②-1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、中高生の科学研究実践活動推進プログラムなどの高大連携事業を継続的に実施し、地元高校生への学問への興味関心を深め、良質なキャリア教育を提供する。【指標：現状900名の高水準を毎年継続】〈45〉
- ②-2 グローバルサイエンスキャンパス事業（「君が未来を切り拓く～宇大の科学人材育成プログラム～」H27～30）を着実に実施し、地元高校生に質の高いサイエンス教育並びにグローバル教育を提供する。【指標：基盤プラン60名、才能育成プラン10名を育成】〈46〉

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### （1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 全学的に英語の運用能力を向上させるとともに、グローバルな素養を身に付けるための副専攻を充実させる。そのために、大学英語教育学会賞を受賞している教育プログラムに、専門英語への導入であるEnglish for Academic Purposesを付加する。再掲【指標：副専攻のグローバル人材育成プログラムとグローバルリーダー育成プログラムの受講生を200名に増大させる。】〈47〉
- ①-2 日本人学生の留学等の機会・環境の改善を図る。そのために、「トビタテ!留学JAPAN：地域人材コース」の活用、国際インターンシップの拡充、海外語学研修プログラムの拡充、栃木県・公益社団法人栃木県経済同友会等との連携強化、等を推進する。【指標：日本人学生の海外留学200名】〈48〉
- ①-3 国際交流の拡充を図り、外国人留学生の受入を増やす。そのために、サマープログラムの構築・実施、卓越校・中堅校との交流拡充（パデュエ大学など新規10大学）、学生によるサポ

ート体制の充実、経済的支援規模の拡大、等を推進する。【指標：外国人留学生の受入350名（在籍者数の約7%）】 〈49〉

①-4 グローバル時代のキャリア形成について実践的に学ぶ「国際キャリア開発プログラム」を拡充する。また、外国人児童生徒支援事業「HANDSプロジェクト」の推進や「ESD-GAPとちぎ」（持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラムとちぎ版）の構築など、特徴的な教育プログラムを推進する。 〈50〉

①-5 外国の大学との単位互換を円滑に行うために、科目ナンバリング等国際通用性のある教育システムを整備する。 〈51〉

## （2）附属学校に関する目標を達成するための措置

①-1 教育の現代的課題に対応するための先導的な研究に取り組み、その成果を公開研究会等を通して全国的に発信するとともに、地域における教科・領域等の研究会活動の拠点機能を強化することにより、地域におけるモデル校的な役割を果たす。 〈52〉

①-2 公立学校の校内研修や要請訪問等への参画・支援をより積極的に行うとともに、附属学校園における教員研修プログラムを拡充し、公立学校教員に広く提供することにより、地域の教育力向上に寄与する。 〈53〉

②-1 教育学部の教育実習と教職実践演習、及び教育学研究科の教育実践系プログラムの効果的な実施方法を学部と共同で開発するとともに、その実践に全面的に協力する。 〈54〉

②-2 学校教員に求められているアクティブ・ラーニングの指導法を教育学部と協働して構築する。 〈55〉

②-3 本附属学校園の特色である幼小中の接続教育や一貫教育、多様な個性を持つ子どもたちに目を向けた教育等に関する教育研究を、教育学部との組織的な連携システムを再構築することにより質的に深化させるとともに、成果を教育学部における教員養成に反映させる。 〈56〉

③ 教職センター・学部と連携しながら、地域の教育委員会との組織的な連携体制を構築し、地域の教育課題への協働的な取組や、公立学校教員との効果的な人事交流を推進する。 〈57〉

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 文理融合、分野融合による教育分野の創出及び学内資源の有効活用の観点から、新しい教育組織と教員組織を整備する。（教教分離） 〈58〉

①-2 学長が重点を置く特命事項を進めるため、副学長及び学長特別補佐の増員を含め、学長補佐体制を強化する。 〈59〉

①-3 学長のガバナンス強化のため、本学が掲げる戦略の下での各部局の取組状況についての監事監査の結果に基づき、部局長との個別面談を行うなど、学長による部局長の業績評価を実施する。 〈60〉

①-4 年俸制導入時の達成目標値を更に増やすため、在職教員の年俸制の適用基準を見直し、教員の希望に応じて年俸制が適用できるようにするとともに、地域社会や企業からの新規採用教員にも年俸制の適用範囲を拡大し、国内外の優秀かつ多様な人材の確保を図る。また、一定以上の間接経費獲得額に応じた業績給等、業績給の算出範囲を拡大する。 〈61〉

①-5 大学と地域企業等との密接な協同事業等、双方での密接な業務従事に対応するため、適切なエフォート管理による給与制度のクロス・アポイントメントを制度化する。 〈62〉

①-6 本学の男女共同参画にかかるアクションプランを実現するため、女性に限定した教員採用公募の実施を全学に促し、女性教員比率の向上を図る。また、多様な意見を法人運営に反映す

るため、管理職に占める女性割合を向上させる。再掲【指標：女性教員の比率 20%】 〈63〉

①-7 大学のガバナンス機能向上の観点から、監事がより広範な業務に取り組むことができる工夫など、監事の機能を強化する。 〈64〉

①-8 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を促進する。再掲【指標：40歳未満の若手教員比率 20%】 〈65〉

② 様々な学外者の意見等を取り入れ、社会や地域のニーズを業務運営に的確に反映する。 〈66〉

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 学際総合的な教育研究を推進し、グローバルリーダー育成機能を強化するために、国際学部の改組を行い総合大学としての特長を活かした教育プログラムを設定する。 〈67〉

①-2 教育学部の学生定員については、第3期中期計画期間における教員就職実績を検証しつつ、国及び栃木県の教員養成政策の動向並びに地域、学校等のニーズを踏まえ、第3期中期計画期間中に見直す。 〈68〉

①-3 世界に通じる光工学分野の人材育成機能を強化し、次世代技術者の育成に対応した教育体制にするために工学部の改組を行う。 〈69〉

①-4 地域の知の拠点の高度化を目指し、地域と連携した実践的な学びを基盤として、文理融合を含め、幅広い分野を融合した新しい大学院組織を平成32年度に設置する。併行して、社会的要請の高い学士課程教育プログラムの開発を進める。 〈70〉

①-5 教育学研究科修士課程（学校教育専攻）は、専門職学位課程（教育実践高度化専攻；教職大学院）への移行を見据え、理論と実践の往還が可能となるカリキュラム・教育方法への転換を実施するとともに、教職大学院では国の政策動向や県のニーズを踏まえて教員配置・コース編成、定員について具体的に検討し、決定する。 〈71〉

①-6 再掲【地域イノベーションの創出とそれを支える高度専門職業人の育成機能を強化するために、農学研究科にミッションの再定義を踏まえた新たな教育組織を設置する。】 〈72〉

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 事務の機動性を高めるため、学部事務の見直しを検討し、キャンパス単位での学部事務組織への一元化・再編を目指す。 〈73〉

①-2 定期に開催される全学の事務会議において、事務処理の効率化・合理化に係る項目を抽出のうえ、その項目ごとに検討し、順次実施する。 〈74〉

①-3 IRに活用されるデータの集積・管理及び加工・合成等にかかる体制を一元化するため、データを有する各事務部門の担当者を組織化する。 〈75〉

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 全学の研究開発戦略に基づき、大型の外部資金や競争的研究資金の獲得に対してURA室コーディネーターを活用し、さらに企業交流会などの活用により、きめ細やかな企業等とのマッチングを図り、外部研究資金の増加や競争的研究資金の増加に取り組む。【指標：マッチング件数を第2期中期計画期間中の平均と比較して10%UP】 〈76〉

①-2 安定した財政基盤の確立のために、適切な財産管理に基づく資産の売却や、研究成果の活用等、自己収入の一層の拡大に向けた取組を行う。 〈77〉

### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

① 契約内容及び契約方法の見直しによる業務の合理化、情報機器やホームページを活用した情報化の推進、省エネルギー機器等への更新による効率的な施設運営などにより、管理的経費の抑制とコスト削減を徹底する。 〈78〉

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 保有資産の現状を正確に把握・分析し、適切な財産管理に基づく資産の売却等を含め、効率的、効果的な活用を行う。〈79〉
- ①-2 資金運用に当たっては、運営費交付金等の資金の保有状況を十分に見極めた上で、短期で運用することも含め計画的な運用を行う。〈80〉

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究の質向上を図るために、組織評価のあり方を見直し、より効果的な自己点検・評価を実施し、大学 IR 機能を活用して評価結果の検証・フィードバックを行って自己改善サイクルを定着させる。また、全学部において外部評価を実施し、評価結果を教育研究活動の改善に結びつける。〈81〉
- ② 自己研鑽による教育研究等の一層の質向上を図ることを目的とした新しい教員評価制度を平成 30 年度までに制定する。そのために適切な評価項目やその点数化の方法並びに評価結果の可視化や処遇への反映など組織的改善に活かせる活用法について設計を進め実施する。〈82〉

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 教育、研究、社会貢献等大学諸活動の状況を、ホームページ、大学ポートレート、ソーシャルメディア、広報誌等を通じて多様なステークホルダーの視点に立ってわかりやすく情報発信するとともに、大学の魅力を高める企画を実施する。また、ユーザビリティ向上のためのホームページの改善や各種メディアとのコミュニケーション強化のための報道機関との懇談会、大学の認知度、親しみやすさ向上のための本学オリジナルキャラクターを活用した広報の強化など、広報活動を積極的に展開する。〈83〉

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 本学が重点的に進める改革のため、国の財政措置の状況を踏まえ新学部棟を整備するとともに、既存施設の有効活用を行う。〈84〉
- ①-2 安全・安心な教育研究環境を維持するため、様々な手法を活用し老朽改善整備及び基幹整備（ライフライン）の更新を計画的に行う。〈85〉

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 全学の安全衛生委員会と各地区安全衛生委員会との連携のもとで、安全管理に関する全学目標を策定し、全学的な安全管理への取組を強化する。また、安全管理に対する役職員の意識向上を醸成するため、役員や管理職員による学内巡視を実施し、必要に応じた適切な改善を速やかに行う。〈86〉

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- ① 新任職員に対しては、参加を義務付けた法令遵守に関する研修を実施する。また、法令遵守に関して、Q&A 形式によるアンケート調査を毎年実施し、教職員の認識状況を把握するとともに、その結果の周知と合わせた研修会等を開催する。〈87〉
- ② 研究費の不正使用の防止のためのコンプライアンス教育、及び研究活動の不正行為の防止のための研究倫理教育を全部局対象に行い、本学の制度等の周知・徹底及びチェックリストによる

理解度の把握を実施し、本学の不正防止環境を維持する。また、不正防止計画推進室と各部局が連携して、本学に関わる不正要因を多角的に把握し、必要に応じて適切な改善を速やかに実施するなど、不正防止効果の向上を図る。〈88〉

- ③ 国際標準に基づいた情報セキュリティマネジメントを推進し、安全で安心できるキャンパス情報通信環境の維持に取り組む。技術面の取組に併せ、国際規格認証機関による外部審査を毎年受審し、管理策や制度の状況を継続的に改善するとともに、関連する情報セキュリティ訓練、診断を実施する。また、大学情報戦略の協調に関する協定（横浜国立大学と宇都宮大学）のもと、情報セキュリティマネジメントに関する相互研修を実施する。〈89〉

## VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
  - 1 短期借入金の限度額  
1,410,927千円
  - 2 想定される理由  
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画
  - ・ 石井町第2団地の土地の一部（栃木県宇都宮市石井町2980外4筆 1,056.52㎡）を公共目的に資するため譲渡する。

## IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・（陽東）総合研究棟（デザイン工学系）新営	総額 527	施設整備費補助金（335）
・小規模改修		（独）大学改革支援・学位授与機構

		施設費交付金（192）
--	--	-------------

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額について

は、

各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2 人事に関する計画

- 多様で優れた教員を確保する。特に若手教員や女性教員を積極的に採用する。
- 地域の教育委員会との組織的な連携体制を構築し、公立学校教員との効果的な人事交流を推進する。
- 年俸制の適用範囲を拡大し、国内外の優秀かつ多様な人材の確保を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 38,073 百万円 (退職手当は除く)

## 3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

計画の予定なし

(長期借入金)

学生寮(雷鳴寮)整備事業

(単位:百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
長期借入金 償還金 (民間金融機関)	4	4	4	4	4	4	24	44	68

(注) 金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

計画の予定なし

## 4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
  - ① 地域デザイン科学部教育研究棟新営事業に係る施設整備費
  - ② 地域デザイン科学部に係る教育研究設備費
  - ③ 峰町キャンパス4・5号館ゾーニング整備事業に係る施設整備費
  - ④ 総合的多面的語学学修支援システム更新に係る教育研究設備費
  - ⑤ 峰町キャンパス武道場改修事業に係る施設整備費

⑥陽東キャンパス附属図書館分館増改築事業に係る施設整備費

⑦その他教育・研究に係る業務及びその附帯業務費

別 表 (収容定員)

学 部	地域デザイン科学部	572人	
	国際学部	380人	
	教育学部	340人	(うち教員養成課程340人)
	共同教育学部	340人	(うち教員養成課程340人)
	工学部	1,312人	
	農学部	816人	
研 究 科	地域創生科学研究科	695人	(うち博士前期課程670人 博士後期課程25人)
	国際学研究科	6人	(博士後期課程 6人)
	教育学研究科	36人	(専門職学位課程 36人)
	工学研究科	60人	(博士後期課程 60人)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

大学等名 宇都宮大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	33,641
施設整備費補助金	335
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	192
自己収入	19,253
授業料及び入学料検定料収入	17,571
附属病院収入	0
財産処分収入	43
雑収入	1,639
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,943
長期借入金収入	0
計	57,364
支出	
業務費	52,894
教育研究経費	52,894
診療経費	0
施設整備費	527
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,943
長期借入金償還金	0
計	57,364

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額38,073百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人宇都宮大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$
-------------------------------

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

---

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

---

B(y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

#### 【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : 機能強化促進係数。△0.9%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

## 2. 収支計画

## 平成28年度～平成33年度 収支計画

大学等名 宇都宮大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,527
経常費用	57,527
業務費	53,156
教育研究経費	9,581
診療経費	0
受託研究費等	2,821
役員人件費	535
教員人件費	28,768
職員人件費	11,451
一般管理費	2,450
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,921
臨時損失	0
収入の部	57,527
経常収益	57,527
運営費交付金収益	33,424
授業料収益	14,141
入学金収益	2,287
検定料収益	460
附属病院収益	0
受託研究等収益	2,821
寄附金収益	1,103
財務収益	2
雑益	1,637
資産見返負債戻入	1,652
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 臨時損失については、土地売却損を計上。

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

大学等名 宇都宮大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	58,379
業務活動による支出	55,608
投資活動による支出	1,756
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,015
資金収入	58,379
業務活動による収入	56,794
運営費交付金による収入	33,641
授業料及び入学料検定料による収入	17,571
附属病院収入	0
受託研究等収入	2,821
寄附金収入	1,122
その他の収入	1,639
投資活動による収入	570
施設費による収入	527
その他の収入	43
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,015

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。